

大崎地域リハビリテーション連携システム（呼称；つなげライン）事業実施要領

（目的）

第1 本システムは、医療機関を退院し在宅に戻られる方について、医療機関と市町及び居宅介護支援事業所との連携を強化し、在宅生活への円滑な移行を図る。

（実施区域）

第2 大崎圏域の全市町（大崎市・色麻町・加美町・涌谷町・美里町）とする。

（実施機関）

第3 本システムは、本事業の趣旨に賛同する医療機関、市町（市町担当課・地域包括支援センター）、居宅介護支援事業所、その他保健福祉事務所長が必要と認めた者等をもって実施することとする。

（対象者）

第4 次に掲げる者のうち、医療機関の判断によって情報提供が必要と認められた者とする。ただし、介護支援専門員が必要と判断した場合は退院後であっても医療機関と調整した後、情報提供を求めることができるものとする。

- （1）既に担当介護支援専門員がおり自宅に退院することを前提とした者。
- （2）退院後、介護保険サービスが明らかに必要で自宅に退院することを前提とした以下に該当する者。
 - ア．心身機能に障害が残り、在宅生活で何らかの不都合が生じると予測される者
 - イ．介護保険法における特定疾病（進行性疾患等）に該当する者。
- （3）上記以外で、保健福祉事務所長が必要と認めた者。

（担当窓口の設置）

第5 医療機関及び市町は次に掲げる担当窓口を設置するものとする。

- （1）医療機関は、市町又は居宅介護支援事業所に情報提供を行う窓口を設置する。ただし、窓口の複数設置は妨げない。
- （2）市町は、第4（2）に掲げる対象者のうち、介護支援専門員が決まっていない場合には、市町（市町担当課・地域包括支援センター）で対応する。ただし、医療機関との連絡調整については居宅介護支援事業所に委託することは妨げない。
- （3）医療機関と介護支援専門員との情報交換において問題が生じた場合は、市町（市町担当課・地域包括支援センター）等に相談する。介護支援専門員への助言・調整は、市町（市町担当課・地域包括支援センター）等が行うものとする。

（支援及び調整機関）

第6 北部保健福祉事務所は、医療と地域の連携課題に対し、次の支援及び調整を行う。

- （1）北部保健福祉事務所は、医療と地域の連携課題に対し、関係機関の調整、会議及び研修会の開催等を行う。
- （2）北部保健福祉事務所は、医療と地域の連携が進むために必要な情報提供等を行う。

(庶務)

第7 本システムの庶務は、北部保健福祉事務所において処理する。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、本システムの運営に関して必要な事項は、保健福祉事務所長が別に定める。

附 則

1. この要領は、平成15年4月1日から施行する。
2. この要領は、平成16年4月1日から施行する。
3. この要領は、平成18年6月1日から施行する。
4. この要領は、平成20年4月1日から施行する。
5. この要領は、平成22年1月1日から施行する。
6. この要領は、平成23年8月1日から施行する。
7. この要領は、平成25年3月31日限り廃止する。